

随意契約理由書

1 件 名：

大阪建設部管内の地下構造物に関する調査研究及び委員会運営業務（平成 31 年度）

2 相 手 方：

一般財団法人 阪神高速道路技術センター

3 随意契約理由：

本業務は、淀川左岸線延伸部のトンネル区間（開削トンネル・シールドトンネル）を対象に、舗装構成の要求性能を整理し、舗装構成毎のライフサイクルコストを算出するとともに舗装構造の検討を行うものである。併せて、トンネル防災施設等に関する技術的な検討を進めるため、有識者による委員会運営等を実施するものである。

したがって、本業務を行うにあたっては、

- ①舗装技術に関して、設計基準に規定のない新規性を有する舗装構成の検討実績があること。
- ②舗装技術に関して、有識者審議を行えること。
- ③トンネル構造物に係る委員会運営等の実績を有すること。

が求められる要件となる。

一般財団法人阪神高速道路技術センター（以下、「当該法人」という）は、

- ① 「トンネル内の舗装構成検討業務」（平成 22 年 11 月）にて、阪神高速道路淀川左岸線（1 期）の特殊区間（R=150 程度の曲線区間）におけるトンネル内舗装のライフサイクルコストを算定し、舗装構成の検討を行う等の実績を有している。
- ② 「阪神高速道路構造物の維持管理および耐震性改善に関する調査研究業務」（平成 30 年 6 月）にて、舗装技術に関する調査研究について、有識者による委員会を組織し、課題の抽出および課題対応案の検討を行うなど、舗装技術に関して有識者審議を行える。
- ③ 「平成 23 年度大和川線委員会等実施業務」にて阪神高速道路が主催する「大和川線トンネル技術委員会シールドトンネル幹事会」、「大和川線トンネル防災進捗報告会」の運営、資料作成補助等の実績を有している。

また、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続を実施したところ、応募者は無かった。

よって、当該法人は、上記要件を具備する唯一の者であると認められる。

以上より、本業務は阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号に該当し、当該法人と随意契約するものである。

以 上